

【貿易事業者必読】

EPAで新たな ビジネスチャンス を切り開く！

～EPA 制度概要と
利活用事例10社の紹介～



JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

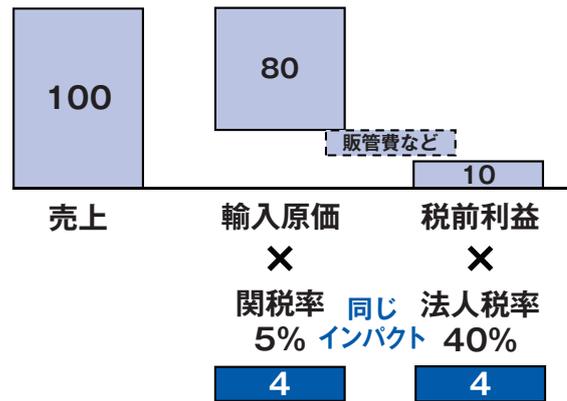
その関税、 EPAで 削減できます！

日本が持つ広範な EPA 網は企業のミカタ

- ✓ 経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA) を利用することで、関税コストを削減することが可能です。
- ✓ 日本は中国、韓国、ASEAN、EU、インド、カナダ、メキシコなど、24カ国・地域とEPAを締結！

「関税5%は法人税 40% に相当」

- ✓ 法人税は税引き前利益に掛けられる一方、関税は原価（輸入価格）に掛けられます。
- ✓ 利益率を売値の10%と仮定した場合、関税5%分は法人税40%分の負担に等しい計算になります（右図参照）。



(出所) EPA 活用推進会議メンバーの旭化成株式会社・田中雄作氏による試算

既に EPA を使っている皆様

こんなお悩みをお持ちではありませんか？

削減した関税が
何に使われているか
わからない

EPA を利用しても、
特に売上が上がった
実感がない

輸入者から頼まれて
EPA を使ってるけど、
これって実際ウチに
メリットあるのら
うか？

輸出戦略に EPA を盛り込むことで、 より大きな効果が狙えます

原産地証明書の取得を
お願いします。

分かりました。
ただ、EPA の関税削減で
販売が伸びた分、受注を
増やしてもらえますか？

輸出者

輸入者

- ✓ EPA での関税削減分が、販売価格の引き下げや販売促進費用に充てられるよう、営業部門も含めて連携し、交渉をすることで、自社製品の競争力向上や、その先の輸出先市場での販売増加につながられます。
- ✓ 新規契約の場面では、EPA の利用ができることが、競合他社に対しての優位性となり、契約締結の後押しになるケースもあります。

EPA 利活用は利益に直結！ そのためには、社内体制の構築から！

- ✓ EPA を活用することで、関税削減はもちろんの事、利益にも直結！
- ✓ 競合との差別化の為に、EPA の積極的な活用を！

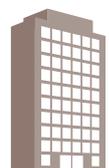
- ✓ 戦略的な EPA 活用には、実際に手続きを行う部署だけでなく、顧客との交渉を行う営業部門、製品の情報を持つ生産部門など、全社的な連携が不可欠！



A 社

海外での売上が国内よりも多いため、積極的な EPA 利用により、これまでに、約 5,000 万円の関税削減を実現しました。

EPA 活用を契機に、受注を 2年で5倍に拡大できました。



B 社

従前は EPA を活用することがアドバンテージでしたが、現在では活用が当たり前になってきており、競合も意識して活用しています。

EPA 利用手続きは物流部門、原産地証明書の基礎資料は製造部門が作成するなど分担し、両部門が一体となって貿易実務の知見を共有しました。



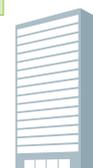
C 社

人員は頻繁に入れ替えることはせず、人材の定着と共に知見の蓄積を図りました。

自己申告（証明）制度の採用で、書類作成などを内製化することで、手続き全体の負担軽減を実感しました。



D 社



E 社

更に企業事例を知りたい人は
こちらをチェック！

ジェトロ地域分析レポート特集
「活用事例から見るEPA活用のメリットとコツ」



より詳しい情報は、
ジェトロや関係省庁のホーム
ページをご覧ください。

ジェトロ EPA/FTA
トップページ



経済産業省 HP



EPA 相談デスク
(東京共同会計事務所)



EPAとは

EPAとは、**E**conomic **P**artnership **A**greement（経済連携協定）の頭文字をとったもので、特定の国や地域同士で、貿易や投資を促進するための条約です。

輸出入にかかる関税の撤廃・削減や、サービス業を行う際の規制の緩和・撤廃、投資・ビジネス環境の整備、各種経済制度の調和など、幅広い分野での経済関係の強化を目的とします。

日本ではこれまで、15の2国間EPA（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、英国）および4つの多国間EPA（ASEAN、EU、CPTPP、RCEP協定）が発効しています（2025年10月時点）。

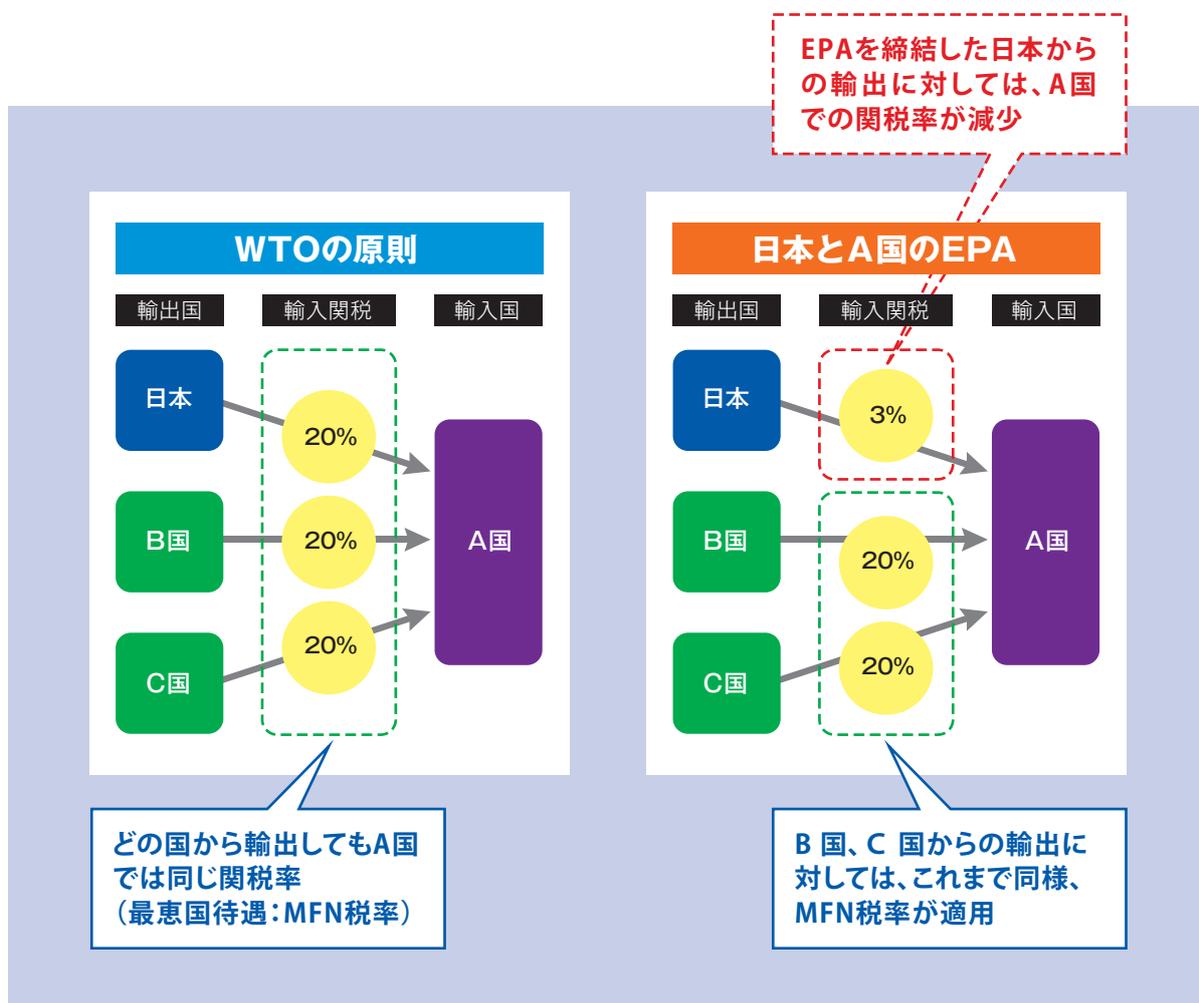
EPAを利用するメリットは

発効すれば輸出入の際に、通常よりも低い関税率の適用を受けることができます。

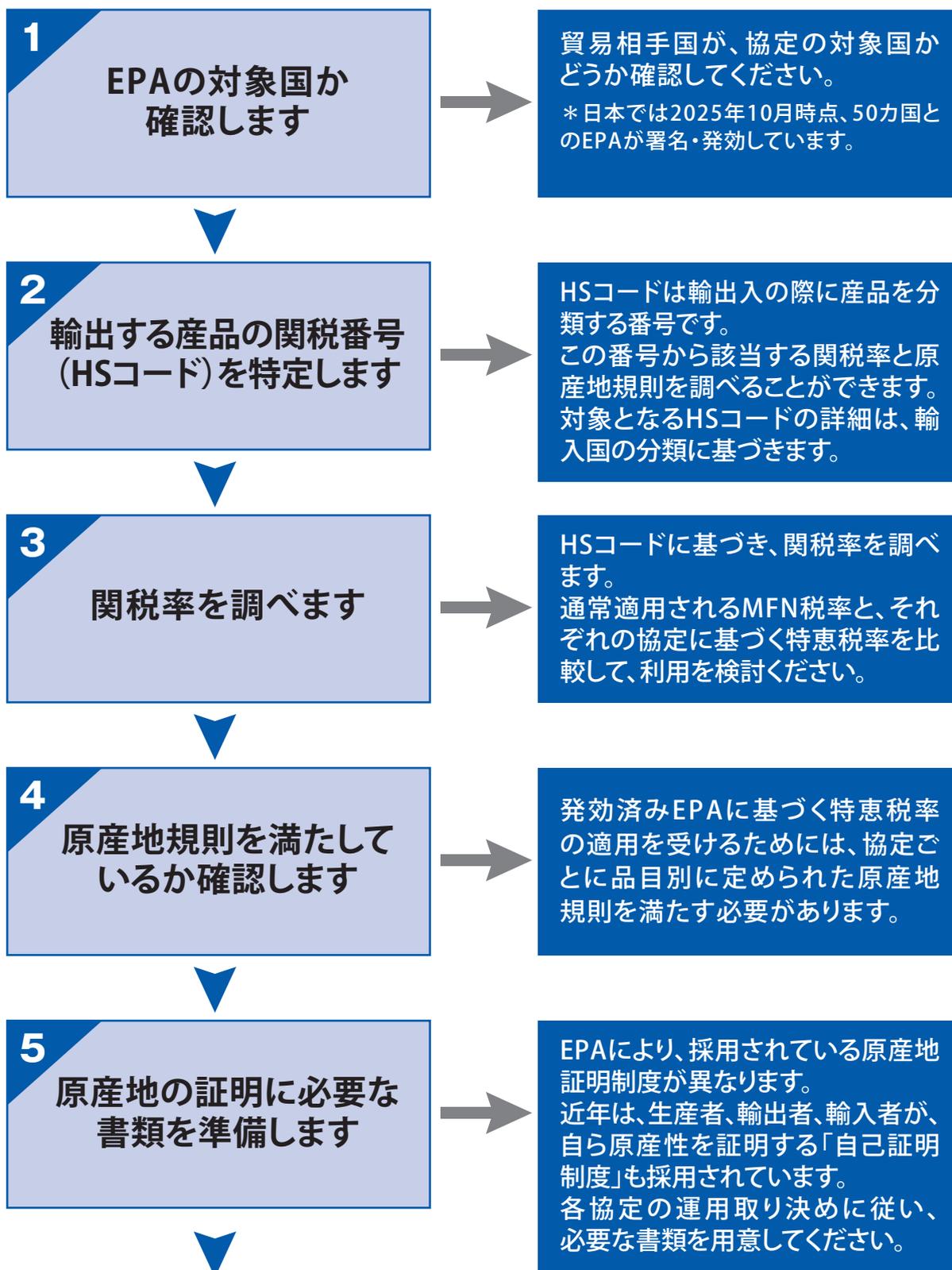
通常、貿易を行う場合、輸入時に各国が定める関税を支払う必要があります。

関税率は、世界貿易機関（WTO）の原則に基づき、原則として全ての国に対して共通の税率が適用されます（一般に「最恵国（MFN: Most Favored Nation）税率」と呼ばれています）。

これに対し、EPAが発効している国との間では、所定の手続きを踏むことにより、他国よりも低い税率（特惠税率）で輸出入を行うことができます。



EPA を利用するために必要な手順



EPA を利用できます

詳細は、本パンフレット記載のお問い合わせ先 (p18) やジェトロのウェブサイト、EPA 活用を含む貿易投資相談をご活用ください。

関税率の調べ方

関税率を調べるにあたっては、まず、WTO加盟国・地域への輸出時に相手国で一般的に適用される、「最恵国（MFN）税率」を調べます。

次に、輸出相手国とのEPAで規定される特惠税率（以下、EPA税率）を調べます。EPA締約国の原産品であり、EPA条文中で定められた原産地規則を満たせば、EPA税率の適用が可能です。輸出品目の中には、相手国の関税がもともと無税の場合や、EPA税率とMFN税率が変わらない場合があります。MFN税率とEPA税率を比べ、EPAを利用する際のコストメリットを確認することが重要です。

MFN 税率を調べる

輸出先のMFN税率を調べる際、米国のFedEx Trade Networksが提供する「World Tariff」データベースをご利用いただけます。ジェトロのウェブサイト経由で登録すれば、日本居住者はどなたでも無料で利用できます。

World Tariff（ワールドタリフ）

- ジェトロが無料で提供する関税率情報データベース。
- 各国・品目別に、**MFN税率に加え、EPAの特惠税率**を調べることができる。輸入にかかるその他諸税も表示。<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>
- ユーザー登録の上、IDとパスワードを取得すれば閲覧可能。

注）上記World Tariffと併用して、可能な限り各国当局の公表情報を参照するようにして下さい。

■ 主要国の税関当局に関する情報はジェトロホームページ上でご覧いただけます。

国・地域別に見る <https://www.jetro.go.jp/world/>

（国をクリックいただき、「ビジネスの制度・手続き」→「関税制度」を選択いただくことで、調べることが可能です。）



EPA 税率を調べる

EPAの協定文に付属する「譲許表（Tariff Schedule）」は、個別品目の関税の撤廃・削減の規則やスケジュールが定められた表です。締約国はそれぞれ、自国の譲許表を作成しています。

日本から輸出をする場合は相手国の譲許表を確認します。例えば日EU・EPAの場合、譲許表には以下①～⑥の項目が記載されています。譲許表の見方の詳細については、ジェトロ発行のEPA解説書（p17参照）や、以下ウェブサイトにあるEPA活用法・マニュアルをご参照ください。<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa.html>

- ① HSコード：輸出入時の商品分類番号
- ② 品目名：関税分類に従った品目名
- ③ 基準税率：関税の撤廃または削減の基準となる税率
- ④ 実施区分：当該品目の関税の撤廃・削減スケジュール
- ⑤ 備考：再交渉品目には「S」が記載されています。
- ⑥ N年目税率：実施区分に従った、各年の関税率（何年後に関税が撤廃・削減されるかを確認できます。）



EPA 活用の判断

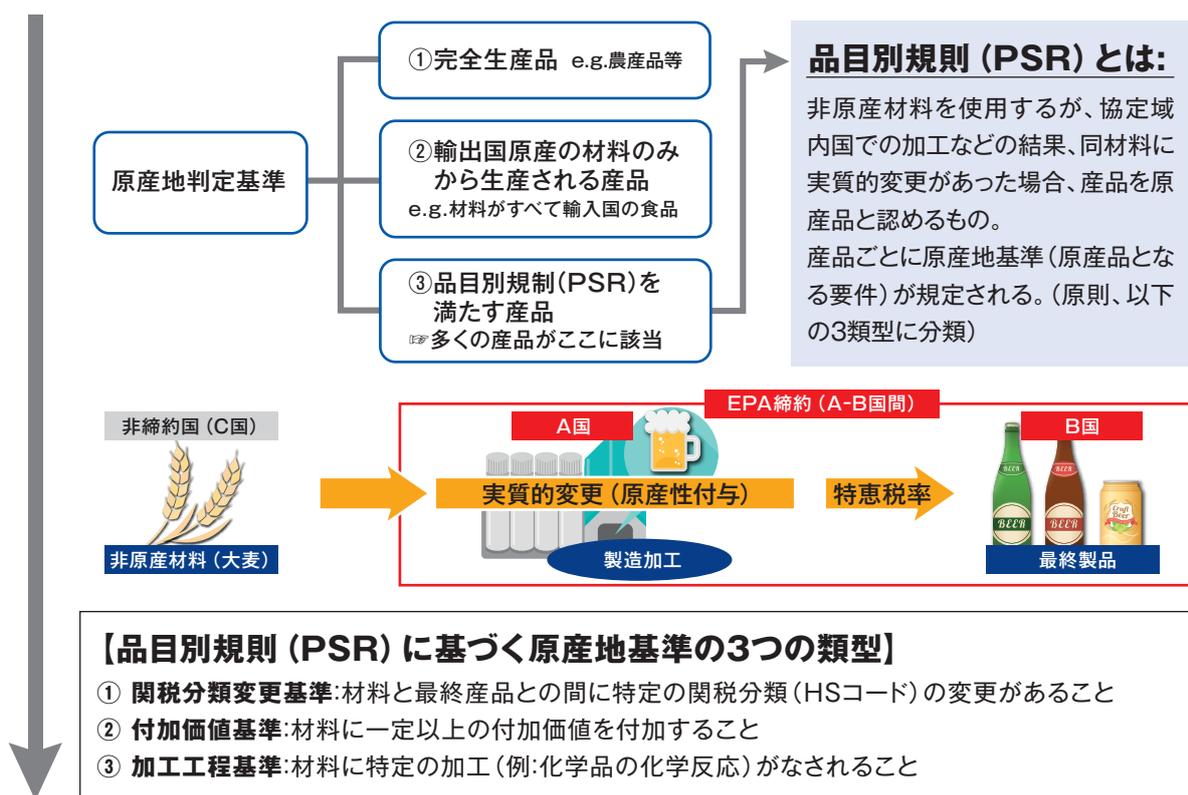
MFN税率とEPA税率を比べ、現行または将来のEPA税率の方が低い場合、その活用を検討します。

EPA における原産地規則の概論

■原産地規則 (Rules of Origin) とは

輸出入される貨物が EPA 締約国の原産品であるかを判断するルールのことです。EPA 税率が適用されるためには、迂回防止等の観点に鑑み、各協定に定められた原産地規則 (特惠原産地規則) に基づき、輸出入される物品が当該 EPA 締約国の原産品であることを証明する必要があります。

原産地の判定



原産地証明手続き

原産地判定基準を満たしていることを輸入国税関に対して証明する「原産地証明」の制度には、主に以下の1. ~ 3. の3つがあります。日本が結ぶEPAは、これまで1.の第三者証明制度が中心でしたが、近年ではEPA利用者の自主性を尊重し、自己申告(証明)制度の採用も進んできています。

1. **第三者証明制度:** 輸出者が第三者機関 (政府 or 指定機関: 日本の場合は日本商工会議所) に対して、輸出産品が原産地規則を満たしていることを証明する情報を提供。これに基づき、第三者機関が原産性を判定し、必要な「特定原産地証明書」を発給する制度です。
2. **認定輸出者制度:** 政府または指定された第三者機関によって認定された輸出者に対し、自己証明制度など、より簡易な申請方法を適用する制度です。認証輸出者以外は第三者機関による判定が必要となります。
3. **自己申告 (自己証明) 制度:** 輸出者または輸入者が、自らの責任で原産性を証明する制度です。
⇒日豪EPA、日EU EPA、日英EPA、CPTPP、RCEP協定 (一部の締約国) で採用されています。
⇒日EUやCPTPP、RCEP協定における自己証明制度の利用方法は、[ジェットロ作成の各解説書 \(※\)](#) を参照ください ※ QRコード及びURLをp17に掲載しています。

認定輸出者自己証明制度で費用を削減

- 海外展開形態 : 小型ボールねじ・アクチュエータなどの輸出
- 輸出先国 : 米国、韓国、中国、EU、オーストラリア、ASEAN 諸国
- 活用している協定 : RCEP 協定、日 EU・EPA、CPTPP

ケーエスエス株式会社

(東京都大田区)

インタビュー応対者

- 取締役 技術顧問 飛ヶ谷正博氏
- 営業部国際営業課 課長 竹田浩三氏

2025年7月23日

企業プロフィール、海外展開動向

1960年創業。半導体製造装置、液晶製造装置など、さまざまな産業機械に使われる小型ボールねじやアクチュエータ（ボールねじとモーターを組み合わせたもの）などを製造する。米国、韓国、中国を中心に、欧州や東南アジアへも輸出を行っている。

Q. どのようにEPAの利用を開始しましたか。

A. 2022年1月にRCEPが発効したことに伴い、韓国の取引先からEPA利用の可能性について問い合わせがあり、検討を開始しました。結果的に当社製品はRCEP上、韓国で関税削減の対象外だったため、韓国向けにはEPAを利用できませんでしたが、これをきっかけに、他国への輸出でのEPA利用を徐々に拡大していきました。社内に対しては、まずは経営層、そして生産部門に対し、関税やEPAの基本的な部分から丁寧に説明し、EPA利用手続きができる体制を整えました。

Q. 原産地判定や証明手続きはどのように進めていますか。

A. 原産性判定では、基本的に関税分類変更基準（CTC）を利用しています。一度原産性判定ができると類似製品への応用も容易で、継続的に利用するハードルは高くないと感じています。証明制度は、RCEPでは認定輸出者自己証明制度*を利用しています。当社は製品の型式が多く、第三者証明制度だと型式ごとに原産地証明書の発行手数料がかかってしまいます。これを削減するため、認定輸出者制度の利用を開始しました。

*経済産業大臣の認定を受けた輸出者自らが第二種特定原産地証明書を作成できる制度。

Q. EPAの利用にメリットを感じていますか。

A. 当社にとってのメリットは、コスト競争力の向上です。輸出先では、地場企業や現地工場を持つ日系・外資企業が競合相手ですが、当社製品は輸入品のため、関税がかかるとコスト競争力で大きく出遅れてしまいます。技術力の高さで当社製品を指定して購入してくれる顧客はいるものの、より選ばれやすくするためEPA利用を通じて価格を抑えることは、重要と考えています。



同社製品（ボールねじ）
（同社提供）



新潟県・小千谷工場
（同社提供）

AJCEP 利用で水回り製品の販売拡大へ

- 海外展開形態 : キッチンカウンター、シンク、洗面カウンターなどの輸出
- 輸出先国 : 香港、ベトナムなど東南アジア諸国
- 活用している協定 : 日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定

吉本産業株式会社

(大阪府東大阪市)

インタビュー対応者

- 業務管理部 係長 佐古田悠佳氏
- 業務管理部 樋田亜希氏

2025年8月19日

企業プロフィール、海外展開動向

1976年設立の水回り製品メーカー。キッチンカウンターやシンク、洗面カウンターなどの製品を、原料研究・素材開発から製造・販売まで手掛ける。販売代理店があるベトナムを中心に、海外販売も強化している。

Q. どのようなきっかけで、どこへの輸出でEPAを活用していますか。

A. 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定が発効し、中国からの輸入でこの協定利用を開始したのをきっかけに、輸出でも EPA の利用を開始しました。現在は、主にベトナム向けにキッチンカウンターやシンク、ポウル一体型洗面カウンターなどを輸出する際に、**日本 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定** を利用しています。



同社製品 (キッチンカウンターとシンク)
(同社提供)

Q. AJCEP はどのような点に利点を感じていますか。

A. 利用する協定は、原則として輸入国側の要望に応じていますが、AJCEP は、**ベトナム向けに取得した原産地証明書を他の ASEAN 諸国に輸出する時にも応用しやすい点**をメリットに感じています。また、輸入側から AJCEP を指定してくる要因の1つには、同協定が採用する**第三者証明制度**もあると考えています。この制度では、日本商工会議所が特定原産地証明書を発給しますが、公的な認定を受けられることで、**安心感が生じる側面**もあるのではないのでしょうか。



ベトナム販売代理店のショールームでの洗面カウンター
(同社提供)

Q. EPA 利用によるメリットを感じていますか。

A. 当社が扱う製品の中には、**ベトナムの最恵国 (MFN) 向け実行税率が 20% 以上に上るもの**もあります。EPA を利用できると、**大きなコスト競争力の向上**になります。営業担当者も、EPA 利用ができることを前提に、顧客に営業活動をしています。もちろん、**原産性の証明が難しい場合**など、全て対応できるわけではありませんが、可能な限り EPA を利用したいと考えています。



岡山工場
(同社提供)

ゴルフクラブの輸出で RCEP の 累積規定を活用

- 海外展開形態 : ゴルフ関連製品（ゴルフクラブ、ソフトグッズなど）の輸出
- 輸出先国 : 韓国、中国、ASEAN（タイ、インドネシアなど）、米国、スイスなど
- 活用している協定 : 日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定、RCEP 協定

株式会社本間ゴルフ

（東京都港区）

インタビュー応対者

- SCM 本部 物流管理部 宮川芽位子氏

2025年7月25日

企業プロフィール、海外展開動向

ゴルフクラブやゴルフウェアなど、ゴルフ関連製品の製造および販売を行うスポーツ用品メーカーだ。中国、韓国、スイス、米国に販売代理店を持つほか、他地域ではバイヤーへの直接販売で海外展開を行っている。売上額が最も多い韓国と、タイ、インドネシアへの輸出で EPA を利用している。

Q. EPA を利用したきっかけは何ですか。

A. タイの輸入者からの依頼をきっかけに EPA 利用を開始しました。当初は全く EPA に関する知識がありませんでしたが、取引先との商社やフォワーダーに教えてもらいながら、少しずつノウハウを蓄積していきました。現在はゴルフクラブを輸出する際、韓国向けに地域的な包括的経済連携（RCEP）協定、タイとインドネシア向けには AJCEP を利用しています。

Q. 社内の体制はどのように構築していますか。

A. 長年当方（宮川氏）が一人で EPA 利用手続きを担当してきましたが、原産地証明書の発給件数が増加するにつれて、対応しきれなくなっていました。特に、新製品について輸入者から原産地証明書の発給依頼があった際に、即時に対応することが難しく、遡及して原産地証明書を発給するケースも多い*です。現在、他の輸出担当者も EPA 利用手続きができるよう、社内での研修を進めています。

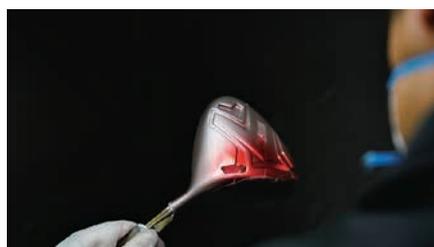
* RCEP では、各締約国に定める期間内に必要な書類を税関当局に提示することにより、事後申告に基づいて実際に支払った関税額（事前に預け入れた担保等を含む）と RCEP 協定税率に基づく関税額の差額の還付を受けることができる場合がある。

Q. 原産性判定はどのように行っていますか。

A. ゴルフクラブでは部分品と完成品で HS コードが4桁レベルで変わらないため、関税分類変更基準ではなく、付加価値基準を採用しています。中国から部品であるヘッドを輸入していますが、ここで RCEP の累積規定を活用することで、原産地規則を満たしています。中国が RCEP の締約国であるため、ヘッドを原産材料として扱い、原産付加価値の計算に入れ込むことが可能になっています。



EPA 関連業務担当の宮川氏（同社提供）



ゴルフクラブのヘッド（同社提供）



山形県酒田市にある同社工場（同社提供）

協定活用でコスト競争力向上

- 海外展開形態 : 100 カ国以上への輸出
フランス、イタリア、米国、ブラジル、中国など7カ国に現地法人設立
- 輸出先国 : 100 カ国以上
- 活用している協定 : 日 EU・EPA、日チリ EPA

株式会社ニデック

(愛知県蒲郡市)

インタビュー応対者

- 国際営業部 副部長 大津誠氏
主任 岸偉氏
- 業務管理部 主管 中島謙氏

2025年8月18日

企業プロフィール、海外展開動向

「見えないものを見えるようにする」という設立目的のもと、眼科医療に特化した医療機器の開発、製造、販売を行うほか、人工視覚の研究にも取り組む。売り上げの6割以上が海外で、7カ国に現地法人を持ち、100カ国以上に販売する。

Q. EPA 利用のきっかけは？

A. 当初は、代理店や顧客からの要望でスポット的に利用し、輸出入課で対応していました。以前から EPA の積極的な活用を弊社代理店が希望していたこともあり、メリット、リスク、社内コストを踏まえた上で当社としての利用方針を定めました。また、社内での DX 化の流れをくみ情報管理体制を構築するため、2023年にトップダウンの判断で営業業務2課を新設。本格的な EPA 利用に向けて検討を開始し、2024年度から対象国を限定して利用を開始しました。

Q. EPA 利用の現状は？

A. 医療機器には関税がかからない国が多いので EPA を利用しなくてもよいのでは、という社内からの声もありますが、フランスで販売額の多いレンズ加工機器には2~3%程度の関税がかかっているため、日 EU・EPA を利用しています。フランス現地子会社からは「欧州メーカーと競合するにあたり、輸送費と関税は価格競争で後れをとる要因だった。関税だけでもコストを削減できたことは、販売活動上、大きな意義を得られた」とコメントがあり、今後の適用範囲拡大が期待されます。なお、日チリ EPA を利用しているチリでは、医療機器にも関税が通常6%かかっており、10年以上前から代理店が主となって対応しています。

Q. EPA の活用のポイントは？

A. 原産地規則として、自社システムに根拠となる金額のデータが残っていてハードルが低い付加価値基準を使っています。付加価値基準だと担当が変わっても判断にブレが生じない点もメリットです。仕入れ先に部品の原産性確認のためのサプライヤー証明書の作成を依頼する際は、EPA やサプライヤー証明書を知ってもらう課題がありましたが、EPA の説明資料を自ら作成しました。



検眼機 (ニデック提供)



検眼機を覗いた時に見える気球(ニデック提供)



インタビュー光景 (ジェットロ撮影)

RCEP を活用し取引を掴む

- 海外展開形態 : ドラム、フルート、電子楽器などの輸出
- 輸出先国 : タイ、中国、韓国、オーストラリア、EU 諸国、米国
- 活用している協定 : RCEP 協定 (タイ、韓国)

パール楽器製造株式会社

(千葉県八千代市)

インタビュー応対者

- 海外営業部 次長 小川英俊氏
- 海外事業部 海外営業管理 穴戸節子氏

2025年8月4日

企業プロフィール、海外展開動向

1946年創業。1952年設立。パールの楽器は世界中の数多くの著名なミュージシャンに愛用されており、1972年の貿易部設置以来、1973年の台湾拠点設立を皮切りに、欧米、東アジアに製造、販売の拠点を展開している。

Q. EPA を活用した経緯を教えてください。

A. 2年前にタイのフルート代理店と取引を開始するにあたり、新規バイヤーより取引条件としてEPAの活用を求められたことがきっかけです。EPAを活用した経験のある社員が居ない状況で速やかに手続きを行わなければならない、ジェットロのサービスを利用しました。現在は、フルートのタイ・韓国向け輸出で地域的な包括的経済連携(RCEP)協定を活用しています。楽器によっては商品の単価が大きくなるため、EPA活用による減免分の影響は大きいと感じています。

Q. どのような体制で実務にあたっていますか。

A. 2年前に初めてEPAを活用した際から、1名で対応を行っています。日本でのフルートの販売は受注生産であるため、顧客に早く商品を届けなければならない観点から、現在は社内のEPA体制を拡充するべく各国担当者に教育を施している状況です。EPAを活用している他の日系企業とも取引をしているバイヤーとの間では、EPAを活用しなければ取引自体が成立しない場合もあり、今後世界中に販路を拡大するにあたり、価格交渉の材料としてEPAを活用したいと思っています。

Q. 原産地判定や証明手続きはどのように進めていますか。

A. 原産地規則については、基本的に付加価値基準(RVC)を採用しています。また、原産地証明制度に関しては、当社ではEPAの活用を始めたばかりであるため、日本商工会議所による確認が得られる第三者証明制度を利用することで、安心して運用できるようにしています。



同社製品 (フルート、ドラムセット)
(同社提供)



製造風景
(同社提供)



演奏の様子
(同社提供)

EPA 活用を輸出から輸入へ

- 海外展開形態 : 精密機器の輸出
ドイツに現地グループ会社設立
- 輸出先国 : 欧州、北米、中南米、中東、アジア、オセアニアなど約 50 カ国
- 活用している協定 : 日 EU・EPA

多摩川精機

(長野県飯田市)

インタビュー応対者

- 広報宣伝部 部長 満澤拓也氏
- 技術品質統括部 貿易管理課 佐藤芽久里氏

2025 年 9 月 8 日

企業プロフィール、海外展開動向

1938 年創業。FA（ファクトリーオートメーション）機器や自動車、鉄道、航空機などに使用される高精度な角度センサ、モータ、ジャイロなどの精密機器を製造・販売している。特に HEV（ハイブリッド車）向け角度センサは世界的に高く評価されており、国内シェア約 8 割、海外シェア約 7 割を占める。

Q. 貴社の海外展開動向について教えてください。

A. 1970 年代から海外展開を開始し、現在では約 50 カ国・地域向けに販売代理店を設置しています。欧州では 28 カ国向けに販売代理店を展開しており、ドイツにある現地グループ会社と連携して販売を進めています。また、2024 年 9 月にドイツで開催された自動車関連の見本市「オートメカニカ・フランクフルト」にも出展するなど、海外見本市も活用した販路拡大にも取り組んでいます。

Q. EPA をどのように活用していますか。

A. 2019 年に日 EU・EPA が発効されて以来、顧客の要望に応じて同 EPA を活用した輸出を行っています。それ以前にも、他地域向けの輸出において商社などを通じて EPA を利用したことはありましたが、自社が輸出者として EPA を直接活用したのは日 EU・EPA が初めてです。これまでのところ、通関時に申告書類を見落とされるなどのトラブルは発生していません。また、製品の一部には輸入品の材料を使用していることから、今後は輸入者としても EPA の活用を積極的に進め、コスト削減につなげていきたいと考えています。

Q. これから EPA の活用を検討する企業へのアドバイスは。

A. EPA について学ぶ際には、経済産業省の EPA 相談デスクや、自社製品の輸出港である名古屋税関の相談会、ジェトロのセミナーなど公的機関のサービスや、民間企業が主催する HS コードの勉強会などで情報を集めました。最初の情報収集をどのように行うか迷うことがあると思いますが、これらの支援サービスを活用できることを伝えたいです。



ハイブリッド・電気自動車や産業用ロボットなどで多く使用されている回転角度センサ（レゾルバ）
(同社提供)



創業以来の同社のあゆみを展示する第一歴史館
(同社提供)

RCEP の活用で価格競争力を 国内外顧客へ PR

- 海外展開形態 : 車載用の電線の輸出
シンガポール、香港、上海に現地法人を保有
- 活用している協定 : RCEP 協定

シバタ

(東京都新宿区)

インタビュー応対者

- 総務・経理部と営業部の経済連携協定 (EPA) 担当者
2025年8月7日

企業プロフィール、海外展開動向

シバタは、1955年に京特殊電線(現TOTOKU)の販売代理店として創業した。電線や電線加工品の専門商社として、電線・電線加工品、エレクトロニクス素材・その加工品の販売、近年では水処理フィルターや装置の設計、製造、販売など、幅広く事業を展開している。シンガポール、香港、上海に海外拠点を置いている。

Q. EPA をどのように活用していますか？

A. 中国からの輸入の一部に、RCEP を活用しています。現在、HSコード1品目のみ、車載用の電線を中国から輸入する際に活用しています。関税率は、RCEP 活用前に 7.8 ~ 8.0% ぐらいでしたが、RCEP を使うことによって 3.4% まで下がりました。最近もう1つ、HSコードで合致する品目があることが分かったので、こちらも対応してきたいと思っています。輸出については、タイやベトナムなどの取引先から RCEP を使ってほしいという要望があります。しかし、日本国内メーカーの多くは外部に情報を出すことに危機意識があり、エンドユーザーや当社に情報を開示したくないと考えているため、まだ実現できていません。

Q. EPA のきっかけやメリット、課題について教えてください

A. 中国との取引が多かったので、RCEP を使わない手はないだろうと思っていました。多方面でコストが上昇する中、RCEP を活用することで税率が半分以下になり、現状の単価を維持できています。価格競争という面でメリットが大きいと思います。RCEP 利用後は、国内のお客さまに対して、当社の RCEP 利用実績のアピールが可能となるほか、国外のお客さまに対しても、RCEP を使うと価格競争で差が出てくるためアピール材料になります。他方、RCEP の活用の際に、国内メーカーの協力が必要となるものの、多くのメーカーにとって、製品登録などが技術的な部分にかかわるため、外部に情報を出すことに危機意識があり、エンドユーザーや当社に情報を開示したくないと考えています。そのため、国内メーカーの腰は重く、2年以上かけて協力をお願いしました。RCEP 利用にあたってのトラブルは、現時点ではそれほど多くないものの、レギュレーションが変わりやすい点が気になっています。

Q. 今後の EPA 活用について教えてください

A. 現在は輸入のみで RCEP を活用しているが、輸出者としても RCEP を活用していきたいと考えており、輸出入双方で RCEP や EPA を幅広く使っていきたいです。まずは、輸出者として RCEP を活用するにあたり、社内体制の見直しなど準備を進めています。



シバタ本社のオフィス内
(同社提供)



コイルアッセンブリ
(同社提供)



全自動ろ過装置
(同社提供)

社内の FTA チーム構築で 円滑な情報共有を図る

- 海外展開形態 : 23 カ国 153 拠点に開発、生産、販売、物流拠点を設置。
ドイツ・ハンガリーに現地法人設立。
- 輸出先国 : インド、ベトナム、英国など

株式会社スリーボンド

(東京都八王子市)

インタビュー応対者

- サプライチェーンマネジメント本部 購買・物流企画部
貿易企画課 FTA チーム

2025年7月31日

企業プロフィール、海外展開動向

1955年創業の工業用接着剤・シール剤メーカー。自動車、電子機器、建築分野など幅広い市場に製品を提供している。グループ全体では約3,000人の従業員を抱える。海外拠点は、東アジア・東南アジア・北中南米・欧州などに所在し、グローバルに展開をしている。総売上高における海外の比率は約50%と高い。

Q. EPA をどのように活用していますか？

A. 2016年以降、既に日本とインド・ベトナムとのEPAを活用していましたが、2021年から日英EPAの利用も開始しました。欧州市場では、日本からの輸送距離が長く輸送コストも高いため、CIF価格(運賃・保険料込み価格)ベースで申請する特惠関税のメリットは大きいと判断しました。

Q. 社内でのFTAチームの設置について教えてください

A. 2022年1月のRCEP発効に伴い、RCEPの活用についての議論が出てきたため、これまで属人的に行っていたEPA/FTA(自由貿易協定)関連業務を社内で横断的に総括するチームの必要性があると判断し、約1年の準備期間を経て、2022年にタスクチームとして「FTAチーム」が設置されました。チームの活動としては、各海外拠点に対してEPAの説明を行っており、HSコードについての基礎知識や、事前教示制度、CTC(関税番号変更基準)で対応していること、EPA/FTAを活用した場合のメリットやリスクなどについても伝え、社内の協力を仰いでいます。多くの場合、原産地証明には商工会議所などが発行する「第三者証明」が用いられますが、日EUおよび日英EPAでは、当該製品が協定上の原産品であることを示す方法として「自己申告制度」が採用されているため、最終的な判断を輸出者であるスリーボンドが担う必要があります。FTAチームを中心に、サプライヤーや生産委託先との情報共有やサポート、ガバナンスの徹底を図っています。

Q. 輸出におけるEPA/FTA活用の課題は？

A. FTAチームの経験から、EPA/FTA活用には5M*変更時の原産性確認、関連知識の継続的共有、原産地証明書類の準備などが課題と考えています。これらの対応が制度の円滑な運用と拡大に不可欠です。

*5Mとは、製造業における生産の5要素〔(1) Man (人)、(2) Machine (機械)、(3) Material (材料)、(4) Method (方法)、(5) Measurement (計測)〕を用いたフレームワーク。



同社 R&D センター (神奈川県相模原市) 内にあるサプライチェーンマネジメント本部
(スリーボンド提供)



約 1,600 種類の化学製品を取り扱う
スリーボンドの主要製品
(スリーボンド提供)

高精度ネジ締め工具、日印 EPA で受注増

- 海外展開形態 : ナットランナの輸出
中国、タイ、米国に現地拠点設立
- 輸出先国 : インドほか世界 24 カ国

エステック

(大阪府守口市)

インタビュー応対者

- 海外業務課 主事 河原猛氏
主任 藤原宗太氏

2025年7月23日

企業プロフィール、海外展開動向

エステックは、ナットランナといわれる電動のネジ締め付け工具の開発から販売までを行っている。手持ち式の電動ナットランナが主力製品。日本、米国、中国で特許を取得。海外での売上高は総売上高の6割を超えており、中国、タイ、米国（2カ所）に海外拠点を構え、代理店を合わせて世界 24 カ国をカバーしている。

Q. EPA を活用し始めたきっかけは何ですか？

A. 海外代理店から活用を求められたことが契機でした。2021年からEPA利活用に係る調査および準備を開始しました。取引先である物流企業の協力のもと、製品のHSコード採番を行ったほか、通関士資格と物流企業での勤務経験を有する人材をEPA専任担当者として中途採用し、社内体制の整備を進めました。2022年には、輸出者として日本・インドEPAの活用に取り出しました。

Q. EPA 活用によって、どういった効果が得られましたか？

A. EPA活用開始前に比べ、担当営業の尽力もありインドからの受注が約2年で5倍に増加しました。特にインドのような関税負担の重い地域を仕向け地とする場合、輸入者である海外代理店の仕入れコスト削減効果が大きく、代理店側も高いモチベーションで取り組んでくれます。現在、インドからの受注の8割以上にEPAを適用し、そのほか日EU・EPAや日インドネシアEPAでも活用実績を積んでいます。

Q. EPA や海外展開で直面している課題や、今後の展望は？

A. EPA導入当初は、数多くのトラブルに見舞われました。受注した製品が原産地規則要件を満たしているか、事前確認を行わないまま受注してしまったこともあり。HSコードの解釈の違いから、特惠適用を断念したケースもありました。今後の課題は、自社と海外代理店間のHSコード品目分類の解釈の共有です。また、自社サプライヤーに対して原産地証明書発行に係る協力依頼を行う際に、時折難しさを感じる場面もあります。相手先への負担軽減を最優先に考えた発注方法が必要と感じています。今後は欧州でのビジネス拡大を狙っています。現在はサプライヤー宣誓書の活用のみにとどまっていますが、日EU・EPAの活用を目指しています。



左から藤原主任、河原主事
(エステック提供)



ハンドナットランナ
(エステック提供)



サーボナットランナ
(エステック提供)

EU との EPA で、 ボルトの仏向け輸出が有利に

- 海外展開形態 : 産業機械用ボルト、新幹線レール用ボルトの輸出
- 輸出先国 : フランス、インド

東北ネジ製造

(福島県いわき市)

インタビュー応答者

- 東京本社 海外担当マネージャー 鯨井修氏
主任 細野悦子氏
- いわき工場本社 業務部 係長 斉藤友氏

2025年8月4日

企業プロフィール、海外展開動向

東北ネジ製造は、鉄道・レール、建設・土木、エネルギー・プラント、機械部品向けの特種ネジやボルトなどの締結部品を製造している。サイズは直径 16 ミリから 110 ミリまで多種にわたる。長年培った匠の技術を土台に、金型製造や熱処理工程の完全一貫製造体制と、品質保証体制を強みとしている。高品質な太径ボルトなどが、国内外で高く評価されている。

Q. EPA をどのように活用していますか？

A. 日 EU・EPA や日インド EPA を活用し、欧州やインド向けに製品を輸出しています。EPA の活用により、関税コスト削減やグローバル人材育成、自社 PR に役立っています。海外展開のきっかけは、2014 年の環境関連技術の国際見本市「Pollutec」(開催地：パリ)での福島県ブースへの出展で、2016 年にフランス企業へ産業機械用ボルトを欧州向けに初出荷しました。代理店や商社を経由せずに顧客へ直接販売しています。2019 年 2 月の日 EU・EPA 発効に伴い、出荷先の同フランス企業から EPA 対応要請があり、EPA 活用を開始しました。

Q. 今後の海外事業展開のための施策を教えてください。

A. 国際見本市への出展や SNS を活用した新規顧客開拓に注力しています。売り上げに占める輸出比率は 5% 以下ですが、今後の海外事業展開のため、(1) 情報収集、(2) 市場調査、(3) 外部機関の活用、(4) SNS 戦略、(5) 風力発電向け商品の事業化の 5 つを実施しています。「エネルギー・エージェンシーふくしま」によるビジネスマッチングや、中小企業基盤整備機構、ジェットロの支援も活用しています。見本市や展示会へのリアル出展と SNS 活用による E マーケティングの相乗効果により、「TOHOKU BOLT」(東北ネジの英表記)の知名度を上げていきたいです。

Q. 東北ネジ製造が EPA や海外展開で直面している課題は？

A. 当初は、原産地証明関連の書類作成に当たり、EPA 対応実績がない取引先に対して、サプライヤー証明書の作成をオンラインで説明するなどの必要があり、理解してもらうのに苦労しました。ジェットロ EPA 相談窓口や EPA 相談デスクのワークショップへの参加などによって理解を深めました。ほかに、EU の炭素国境調整メカニズム (CBAM) への対応が新しい課題と認識しており、情報収集などを行っています。



鉄道レール用ボルト
(東北ネジ製造提供)



機械部品用ボルト
(東北ネジ製造提供)



会社全景
(東北ネジ製造提供)

ジェトロ・ウェブサイト

日 EU・EPA、CPTPP、RCEP 協定などに関する、基礎情報、最新ニュース、イベント情報、調査レポートなどを掲載しています。

1. 世界の経済・産業についてわかりやすく知りたい

- 海外ビジネス情報

<https://www.jetro.go.jp/biz/>



- @jetrochannel

<https://www.youtube.com/@jetrochannel/videos>



2. 世界の FTA・EPA を知りたい

- 世界の FTA データベース

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist/>



3. EPA の詳しい内容について知りたい

- EPA 活用法・マニュアル

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa.html>



- 日 EU 経済連携協定 (EPA) について

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa.html>



解説書はこちら

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa202003.pdf



- CPTPP について

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp.html>



解説書はこちら

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11_kaisetsu.pdf



- 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定について

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/rcep.html>



解説書はこちら

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/rcep/rcep.pdf



各種お問い合わせ先

<ジェトロ>

●東京本部 相談窓口

お客様サポート部 貿易投資相談課 TEL : 03-3582-5651

EPA 相談窓口 : <https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>



●大阪本部 相談窓口

ビジネス情報提供課 TEL : 06-4705-8606



●各貿易情報センター

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>

事務所名	電話番号	事務所名	電話番号
北海道	TEL : 011-261-7434	三重	TEL : 059-228-2647
青森	TEL : 017-734-2575	滋賀	TEL : 0749-21-2450
盛岡	TEL : 019-651-2359	京都	TEL : 075-341-1021
仙台	TEL : 022-223-7484	神戸	TEL : 078-231-3081
秋田	TEL : 018-865-8062	奈良	TEL : 0742-88-0070
山形	TEL : 023-622-8225	和歌山	TEL : 073-425-7300
福島	TEL : 024-947-9800	鳥取	TEL : 0857-52-4335
関東	TEL : 03-3582-4953	松江	TEL : 0852-27-3121
茨城	TEL : 029-300-2337	岡山	TEL : 086-224-0853
栃木	TEL : 028-670-2366	広島	TEL : 082-535-2511
群馬	TEL : 027-310-5205	山口	TEL : 083-231-5022
埼玉	TEL : 048-650-2522	徳島	TEL : 088-657-6130
千葉	TEL : 043-271-4100	香川	TEL : 087-851-9407
横浜	TEL : 045-222-3901	愛媛	TEL : 089-952-0015
新潟	TEL : 025-284-6991	高知	TEL : 088-823-1320
山梨	TEL : 055-220-2324	福岡	TEL : 092-471-5635
長野	TEL : 026-227-6080	北九州	TEL : 093-541-6577
諏訪支所	TEL : 0266-52-3442	佐賀	TEL : 0952-28-9220
富山	TEL : 076-415-7971	長崎	TEL : 095-823-7704
金沢	TEL : 076-268-9601	熊本	TEL : 096-354-4211
福井	TEL : 0776-33-1661	大分	TEL : 097-513-1868
岐阜	TEL : 058-271-4910	宮崎	TEL : 0985-61-4260
静岡	TEL : 054-352-8643	鹿児島	TEL : 099-226-9156
浜松	TEL : 053-450-1021	沖縄	TEL : 098-859-7002
名古屋	TEL : 052-589-6210		

<経済産業省>

●EPA 相談デスク

<https://epa-info.go.jp/>

●通商政策局 経済連携課

TEL : 03-3501-1595



<日本商工会議所>

●問い合わせ先一覧

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html





JETRO

Japan External Trade Organization

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル6F

調査部 調査企画課 TEL.03-3582-5544

<https://www.jetro.go.jp>

